

告示

埼玉県告示第千二百六十号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号百三十二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百十六街区一画地（八潮市大字圀百二十九番四外）

(2) 地積

二百八十六・八四平方メートル

(3) 予定価格

五千六百七十九万四千三百二十円

ロ 保留地番号百三十三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百十七街区五画地（八潮市大字圀百三十七番三外）

(2) 地積

七百四十四・三四平方メートル

(3) 予定価格

一億千三百八十八万四千二十円

ハ 保留地番号百三十四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百十七街区七画地（八潮市大字圀百四十八番四外）

(2) 地積

三百七十二・七五平方メートル

(3) 予定価格

六千九百三十三万五千五百円

ニ 保留地番号百三十五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百十八街区二十画地（八潮市大字
垢百五十一番一外）

(2) 地積

六百十三・二七平方メートル

(3) 予定価格

一億五十七万六千二百八十円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 未成年者

ニ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ホ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ヘ 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

ト 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

チ 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

(1) 郵送受付期間 平成二十八年十月二十九日（土）から同年十一月六日（日）まで（消印有効）

(2) 窓口受付期間 平成二十八年十月三十一日（月）から同年十一月九日（水）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）の午前九時から午後五時まで

ロ 郵送・窓口受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十八年十一月十九日（土）午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、TX八潮駅西宅地販売センターにおいて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同センター（電話〇一二〇―八四―二四四一）に請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。